

第17回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2018年6月19日（火曜日）
午前10時（開場 午前9時）

場所 東京プリンスホテル 2階
鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号

第1号議案 取締役11名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8410/>



株式会社
セブン銀行

証券コード：8410

目次

ごあいさつ・社是・経営理念・倫理憲章	2
第17回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役11名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
第17期事業報告	16
計算書類	35
連結計算書類	37
監査報告書	39
(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて	42

●本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。

●株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。

ごあいさつ



セブン銀行



株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を6月19日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

二子石 謙輔

社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫理憲章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 二子石 謙輔

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月18日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

■ 日 時 2018年6月19日（火曜日）午前10時（開場 午前9時）

■ 場 所 東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第17期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第17期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 取締役11名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 招集にあたっての決定事項

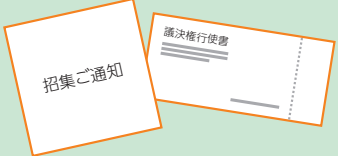


1. 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
 <p>当日は議事資料として本招集ご通知をご持参のうえ、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>当社指定の議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。</p>
株主総会開催日時 2018年6月19日 午前10時	行使期限 2018年6月18日 午後5時30分到着	行使期限 2018年6月18日 午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（受付時間9:00～21:00）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案 || 取締役11名選任の件

現任取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任 ふたごいしけんすけ 二子石謙輔	代表取締役社長	13回全て出席 (100%)
2	再任 ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭	取締役副社長執行役員	13回全て出席 (100%)
3	再任 いしぐろ かずひこ 石黒 和彦	取締役専務執行役員	13回全て出席 (100%)
4	再任 おおいずみ たく 大泉 琢	取締役常務執行役員	13回全て出席 (100%)
5	再任 か わ だ ひさなお 河田 久尚	取締役常務執行役員	13回全て出席 (100%)
6	新任 いながき かずたか 稲垣 一貴	執行役員	—
7	再任 ごとう かつひろ 後藤 克弘	取締役	10回のうち9回出席 (90.0%)
8	新任 きがわ まこと 木川 眞	社外取締役 独立役員	—
9	新任 いたみ としひこ 伊丹 俊彦	社外取締役	—
10	新任 ふくお こういち 福尾 幸一	社外取締役 独立役員	—
11	新任 くらだ ゆきこ 黒田由貴子	社外取締役 独立役員	—

(注) 後藤克弘氏の出席状況については、2017年6月19日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

1. 二子石 謙輔 (1952年10月6日生)

再任

● 略歴、地位

- 1977年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2001年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画部長
- 2002年1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）五反田法人営業部長
- 2003年10月 当社入社
- 2003年11月 当社業務推進部長
- 2004年6月 当社取締役
- 2006年6月 当社取締役執行役員
- 2007年11月 当社取締役常務執行役員
- 2009年6月 当社取締役専務執行役員
- 2010年6月 当社代表取締役社長（現任）

● 担当

監査部、リスク統括部、金融犯罪対策部

● 所有する当社株式の数

231,400株

取締役候補者とした理由

二子石謙輔氏は、当社代表取締役社長として当社の経営全般を統括し、当社の中長期の成長戦略の実現に向けて取り組んでおります。当社経営の推進面に加えて、コーポレート・ガバナンス強化の観点からも幅広い知見を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

2. 舟竹 泰昭 (1956年11月29日生)

再任

● 略歴、地位

- 1980年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
- 2001年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長
- 2001年12月 当社入社
- 2002年10月 当社事業開発部長
- 2006年5月 当社業務開発部長
- 2006年6月 当社執行役員業務開発部長
- 2008年6月 当社取締役執行役員業務推進部長
- 2010年6月 当社取締役常務執行役員企画部長
- 2013年6月 当社取締役専務執行役員企画部長
- 2014年4月 当社取締役専務執行役員
- 2016年6月 当社取締役副社長執行役員（現任）

● 担当

企画部、総務部、人事部

● 所有する当社株式の数

190,600株

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社取締役副社長執行役員として、当社の経営戦略や財務、資本政策、広報・IRおよび人事を統括し、当社経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

3. いしぐろ 石黒 かずひこ 和彦 (1957年12月2日生)

再任

● 略歴、地位

- 1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2001年4月 株式会社ユーフィット（現TIS株式会社）出向 取締役
- 2004年4月 UFJIS株式会社（現三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社）出向 取締役
- 2006年3月 同社出向 常務取締役
- 2009年5月 当社入社
- 2009年5月 当社執行役員システム部長
- 2010年6月 当社取締役執行役員システム部長
- 2013年6月 当社取締役常務執行役員システム部長
- 2014年4月 当社取締役常務執行役員
- 2016年6月 当社取締役専務執行役員（現任）

● 担当

システム部、ATMソリューション部、事務部

● 所有する当社株式の数

26,700株

取締役候補者とした理由

石黒和彦氏は、当社取締役専務執行役員として、当社のATMや商品・サービスを支えるシステム部門を統括し、システム及び銀行業務全般に係る豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

4. おおいずみ 大泉 たく 琢 (1956年10月24日生)

再任

● 略歴、地位

- 1980年4月 日本銀行入行
- 2002年11月 同行横浜支店長
- 2006年7月 同行決済機構局長
- 2008年4月 同行発券局長
- 2010年7月 当社入社
- 2011年1月 当社執行役員
- 2012年6月 当社取締役執行役員
- 2013年10月 当社取締役常務執行役員海外事業部長
- 2014年4月 当社取締役常務執行役員
- 2014年5月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役
- 2016年10月 当社取締役常務執行役員国際事業部長（現任）

● 担当

国際事業部

● 所有する当社株式の数

19,600株

取締役候補者とした理由

大泉琢氏は、当社取締役常務執行役員として、当社の海外展開を推進する国際事業部門を統括し、当社のグローバル戦略に関する豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

5. かわだ ひさなお 河田 久尚 (1960年7月29日生)

再任

● 略歴、地位

- 1984年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2005年12月 当社入社
- 2006年10月 当社業務開発部長
- 2011年9月 当社執行役員商品サービス部長
- 2013年7月 当社執行役員業務推進部長
- 2015年7月 当社常務執行役員業務推進部長
- 2016年5月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役（現任）
- 2016年6月 当社取締役常務執行役員業務推進部長（現任）

● 担当

業務推進部、資金証券部

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役

● 所有する当社株式の数

80,400株

取締役候補者とした理由

河田久尚氏は、当社取締役常務執行役員として、当社の新商品・新サービスの企画・推進及びATM業務の提携先拡大を統括しており、当社ATM事業全般に関する豊富な経験と実績を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

6. いなぎ かずたか 稲垣 一貴 (1967年9月27日生)

新任

● 略歴、地位

- 1990年4月 株式会社長谷工コーポレーション入社
- 1996年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
- 2003年2月 当社入社
- 2015年7月 当社ATM業務管理部長
- 2016年7月 当社営業推進部長
- 2017年7月 当社執行役員営業推進部長（現任）

● 所有する当社株式の数

3,000株

取締役候補者とした理由

稲垣一貴氏は、現在当社執行役員であり、これまで当社ATM網の拡大及び安定的な稼働の実現を牽引してきております。当社業務に関する豊富な経験と実績を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

7. 後藤 克弘 (1953年12月20日生)

再任

● 略歴、地位

- 1989年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
- 2002年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
- 2004年5月 同社常務取締役
- 2005年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
- 2006年5月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役
- 2009年8月 株式会社そごう・西武取締役
- 2016年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長（現任）
- 2017年6月 当社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長

● 所有する当社株式の数

30,000株

取締役候補者とした理由

後藤克弘氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役としての経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

8. 木川 眞 (1949年12月31日生)

社外取締役

独立役員

新任

● 略歴、地位

- 1973年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務取締役
- 2005年4月 ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社）入社
- 2005年6月 同社常務取締役
- 2006年6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2007年3月 ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2011年4月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2015年4月 同社代表取締役会長
- 2016年6月 株式会社小松製作所取締役（現任）
- 2018年4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長（現任）

● 重要な兼職の状況

ヤマトホールディングス株式会社取締役会長、株式会社小松製作所社外取締役

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社等の代表取締役としての経験・見識を、当社経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

9. ^{いたみ}伊丹 ^{としひこ}俊彦 (1953年9月2日生)

社外取締役

新任

● 略歴、地位

- 1980年 4月 東京地方検察庁検事任官
- 2010年 6月 最高検察庁総務部長
- 2012年 7月 東京地方検察庁検事正
- 2014年 7月 最高検察庁次長検事
- 2015年12月 大阪高等検察庁検事長
- 2016年11月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
- 2016年11月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）

● 重要な兼職の状況

弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由等

伊丹俊彦氏は、検事として長年培ってきた企業法務等に関する見識を、当社経営に活かしていただくことが期待できます。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

10. ^{ふくお}福尾 ^{こういち}幸一 (1955年4月17日生)

社外取締役

独立役員

新任

● 略歴、地位

- 1978年 4月 本田技研工業株式会社入社
- 2005年 6月 同社執行役員
- 2010年 6月 同社常務執行役員
- 2014年 4月 同社専務執行役員
- 2014年11月 株式会社本田技術研究所副社長
- 2015年 4月 同社代表取締役社長
- 2015年 6月 本田技研工業株式会社取締役専務執行役員

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

福尾幸一氏は、本田技研工業株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、当社経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

11. くろ だ ゆ き こ 黒田由貴子 (1963年9月24日生)

社外取締役

独立役員

新任

● 略歴、地位

- 1986年4月 ソニー株式会社入社
- 1991年1月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
- 2010年6月 アステラス製薬株式会社監査役
- 2011年3月 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）取締役（現任）
- 2012年4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー（現任）
- 2013年6月 丸紅株式会社取締役
- 2015年6月 三井化学株式会社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

黒田由貴子氏は、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を、当社経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者後藤克弘氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役副社長を兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、候補者後藤克弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となります。
2. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
○木川眞氏は、2005年6月よりヤマトホールディングス株式会社の取締役に就任し現在に至っておりますが、同社グループにおいて、昨今のEコマースの急拡大等により、体制の構築が追い付かない事態が発生し、それに伴い2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていない等の問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」「ワークライフバランスの推進」等「働き方改革」を最優先の課題とし、デリバリー事業をはじめ、様々な構造改革に取り組んでおります。
4. 当社は、現在、候補者後藤克弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
また、候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏の選任が原案どおり承認可決された場合、各氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 候補者木川眞氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏の選任が原案どおり承認可決された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出る予定であります。
候補者木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社の取締役会長を兼務しております。当社は、同子会社に対し、運送費等の支払いがありますが、その金額は当社連結の直近事業年度における経常費用の合計額の0.1%未満です。
6. 候補者黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子であります。

第2号議案 || 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、平井勇氏は任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ひら い いさむ
平井 勇 (1951年2月26日生)

再任

● 略歴、地位

1978年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
1992年2月 同社資金部総括マネジャー
2000年2月 同社経営企画部総括マネジャー (2001年4月
同社退職)
2001年4月 当社取締役企画部長 (2006年5月当社退職)
2006年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン執行役
員企画室企画部長
2007年5月 同社常務執行役員企画室長
2009年1月 同社常務執行役員会計管理本部副本部長
2010年1月 同社執行役員会計管理本部副本部長 兼 企業
行動推進室 室長
2012年1月 同社執行役員オーナー相談部長
2012年3月 同社オーナー相談部総括マネジャー
2014年6月 当社常勤監査役 (現任)

● 所有する当社株式の数

100,000株

監査役候補者とした理由

平井勇氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び当社の経営企画の経験を有し、現に経営の健全性確保の視点から当社経営全般に関する監査を行っておりますので、監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者平井勇氏は、過去5年間に、当社の特定関係事業者である株式会社セブン・イレブン・ジャパンのオーナー相談部総括マネジャーとして業務を執行しておりました。
2. 当社は、現在、候補者平井勇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております (ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします)。同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。

第3号議案 || 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本件選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

てらしま ひであき
寺島 秀昭 (1951年11月16日生)

● 略歴、地位

1978年4月 弁護士登録・東京弁護士会所属（現任）
 1983年4月 寺島法律事務所（現晴海協和法律事務所）開設
 1995年4月 最高裁判所司法研修所教官
 2001年1月 司法試験2次試験考査委員
 2005年4月 新司法試験考査委員
 2007年4月 専修大学法科大学院客員教授
 2009年4月 専修大学法科大学院教授（現任）
 2017年4月 中央大学法学部客員教授（現任）

● 重要な兼職の状況

弁護士（晴海協和法律事務所）、専修大学法科大学院教授

● 所有する当社株式の数

0株

補欠の社外監査役候補者とした理由等

寺島秀昭氏は、弁護士として培ってきた企業法務等に関する幅広い見識を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できません。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者寺島秀昭氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。
 2. 候補者寺島秀昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 候補者寺島秀昭氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
 4. 候補者寺島秀昭氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

1. 親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと。
2. 当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者ではないこと。
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと。
4. 当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
5. 上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

1 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は、セブン&アイHLDGS.のグループ各社(以下、「グループ」という)のセブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機(以下、「ATM」という)を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関などと提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまにATMサービスを提供する事業を展開しております。

また、当社は普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービスなどの身近で便利な口座サービスを提供しております。こうしたサービスは全国24,000台以上のATMだけでなくパソコンやスマートフォンなどからもご利用いただけます。

経済金融環境

わが国の景気は、政府の景気対策等の効果もあり所得から支出への前向きな循環メカニズムが働くもとで、緩やかに拡大しております。金融面では長期金利から中長期の予想物価上昇率を差し引いた実質長期金利は、マイナスで推移しており、きわめて飽和した状態にあります。

当年度における事業の経過及び成果

① ATM事業の状況

当年度も、グループ内外へのATM設置を積極的に推進したこと等により、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当年度は、更なるATM利用者拡大のため、新たなカテゴリーとして金融機関以外の資金移動業者などとの新規提携を積極的に進め、2017年8月にソフトバンクカード、2017年10月にLINE Pay、2018年3月にはJCBプレモのATM利用を開始いたしました。このような取り組みの結果、当年度末現在の提携金融機関等は、銀行124行、信用金庫258庫、信用組合127組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社11社、生命保険会社8社、その他金融機関等56社の計600社(注)となりました。

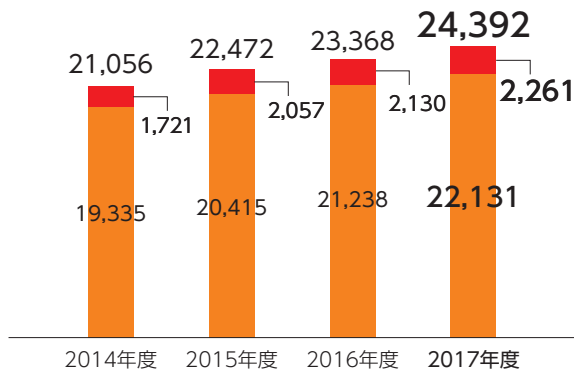
ATM設置については、グループ内ではセブン-イレブン店舗の新規出店に合わせて展開し、順調に台数を伸ばしました。一方、グループ外ではお客さまのニーズに応える形で交通・流通・観光の各施設への展開を引き続き推進しております。

以上の取り組みの結果、ATM設置台数は24,392台(前年度末比4.3%増)になりました。また、当年度のATM1日1台当たりの平均利用件数は94.1件(前年度比1.4%減)、総利用件数は815百万件(同2.3%増)と推移いたしました。

(注) JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

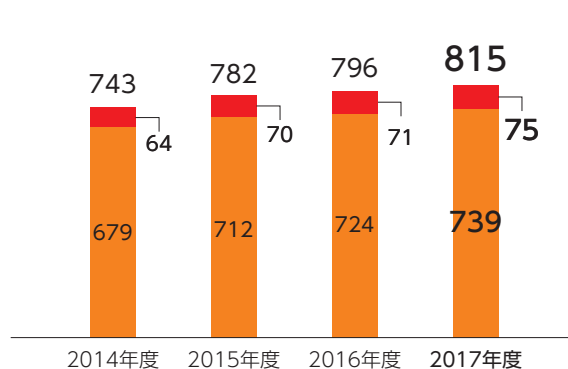
ATM設置台数の推移

(単位：台) ■ 7&iグループ内 ■ 7&iグループ外



ATM総利用件数の推移

(単位：百万件) ■ 預貯金金融機関 ■ ノンバンク



② 金融サービス事業の状況

2018年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,827千口座（前年度末比8.1%増）、預金残高は4,095億円（同3.1%増）、個人向けローンサービスの残高は227億円（同14.5%増）となりました。

また、より便利で気軽なおサイフ代わりとして当社口座をお使いいただけるよう2016年10月に発行を開始したデビット付きキャッシュカードの口座数は順調に増加し325千口座となりました。

③ 連結子会社

北米における当社連結子会社のFCTI, Inc.は2017年8月より米国セブン・イレブン店舗へのATM入替設置を開始し、2017年12月末現在の米国セブン・イレブン店舗内設置ATMは5,948台、米国セブン・イレブン店舗外設置ATMを加えた合計ATM設置台数は現在11,582台（前年度比85.9%増）となりました。また当年度のATM総利用件数は51百万件（同38.4%増）となりました。FCTI, Inc.の連結対象期間（2017年1～12月）の業績は、経常収益96.5百万米ドル、経常利益△23.9百万米ドル、当期純利益△27.4百万米ドルとなりました。ATM設置台数の増加を主因に総利用件数は増加しましたが、ATM入替設置費用等の経常費用増加により増収減益となりました。

また、インドネシアにおける当社連結子会社のPT.ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、インドネシア国内でのATM設置を展開しており、2017年12月末現在のATM設置台数は120台となっております。

国内における当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーは、当社からの事務受託に加え、他金融機関からの事務受託事業を展開しております。

④ 経営成績

当年度の当社業績は、経常収益が116,650百万円（前年度比3.1%増）、経常利益が42,262百万円（同8.6%増）、当期純利益が29,106百万円（同8.3%増）となりました。

A T M設置台数の増加に加え、新たなA T M利用スタイルのサービスが堅調にスタートした事を主因に総利用件数は堅実に増加し、増収増益となりました。

なお、当年度の当社連結業績は、経常収益が127,656百万円（前年度比4.9%増）、経常利益が38,305百万円（同4.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が25,301百万円（同0.7%増）となりました。

⑤ 資産、負債及び純資産の状況

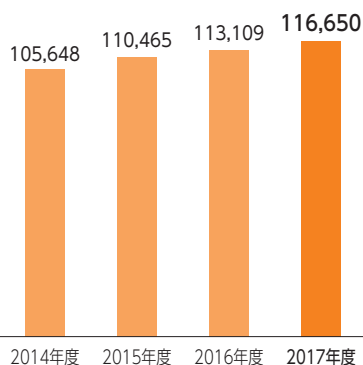
総資産は1,023,201百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が706,876百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が90,028百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が146,888百万円となっております。

負債は806,165百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）622,781百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が268,233百万円、個人向け定期預金残高が141,287百万円となっております。

純資産は217,036百万円となりました。このうち利益剰余金は155,493百万円となっております。

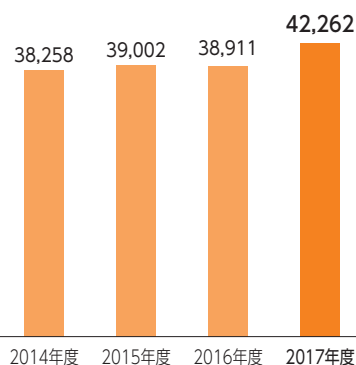
経常収益

(単位：百万円)



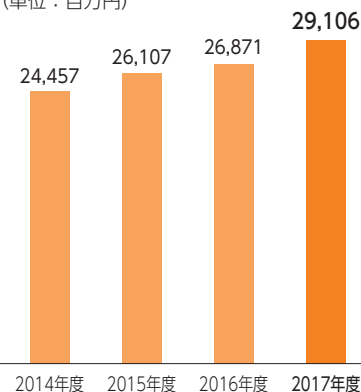
経常利益

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



当社が対処すべき課題

2018年度も、セブン・イレブン店舗の新規出店及びグループ外への展開も更に進むことからA T M設置台数が着実に増加し、引き続き底堅い収益環境が見込まれます。一方で、内外マクロ経済の変化や、技術の進化による決済手段の多様化等の影響を受ける可能性があります。

このような状況のなか、当社が持続的に成長するためには収益構造に厚みを持たせることが重要な課題であると認識し、その解決に向け2019年度を最終年度とする中期経営計画を2017年5月に策定いたしました。

本年度は中期経営計画期間の中間年度であり、事業環境の変化に対応し、必要な施策の積み上げを行う中期経営計画を達成させる為に重要な年度であると認識しております。

本中期経営計画では「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実現することを基本方針とし、以下3事業の強化を図り、業容の拡大に努めております。

- ①A T Mプラットフォーム事業
- ②決済口座事業
- ③海外事業

これらの事業に対する具体的な取り組み及び進捗状況は以下のとおりです。

①A T Mプラットフォーム事業

全国24,000台を超えるA T Mインフラをプラットフォームと位置づけ、提携先事業者とご利用されるお客さまを増やすための施策を展開してまいります。より多くのお客さまに当社A T Mサービスをご利用いただくため、従来の金融機関を中心とした提携先へのサービス提供の充実に加え、決済分野への新規参入事業者に向けたサービス提供も開始いたしました。また従来の概念にとらわれない新しいA T M利用スタイルの創造を目指した新サービス「現金受取サービス」の提供準備等、引き続き新たな市場開拓に努めてまいります。

また、グループ内への着実な設置を継続しつつ、交通・流通・観光の各拠点を中心にグループ外にも高稼働のA T M設置を積極的に進めてまいります。このような取り組みを通じ、A T Mプラットフォームの品質・規模両面での充実を図りA T Mサービスの拡大に努めてまいります。

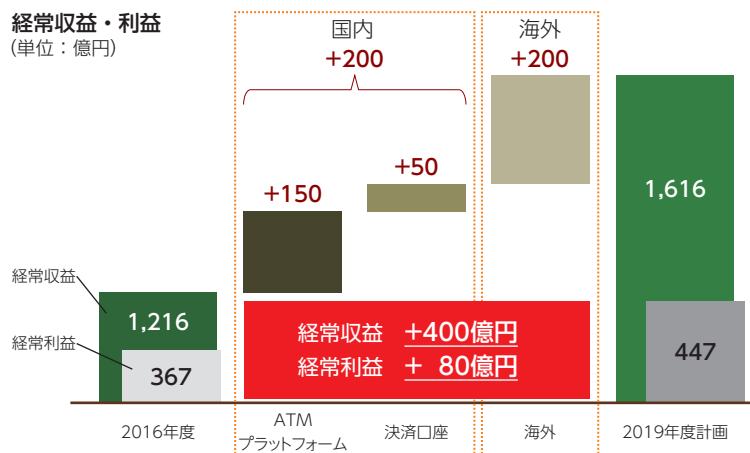
②決済口座事業

個人向けローンや海外送金サービスなどの既存サービスの利便性向上・収益力強化に加え、新技術を活用した独自の新サービスの開発により、更なる収益の拡大に努めてまいります。またセブン&アイグループのC R M・デジタル戦略と協働し、セブン・イレブンをはじめグループ各社に来店される一日約2,200万人のお客さまに決済等の新しい金融サービスを提供するための取り組みを進めてまいります。

③海外事業

2017年度よりスタートした北米における当社連結子会社のFCTI, Inc.による、米国セブン・イレブン店舗内へのA T M設置は計画通りに進捗しております。合わせてA T M稼働率向上の施策として、当社A T Mサービスの認知向上、米国セブン・イレブンとのシナジー効果を追求した新サービスの提供準備等を徹底し、早期安定稼働を目指してまいります。また、インドネシアをはじめその他の地域への進出にも、当社が有するノウハウ・インフラを最大限活用し、海外ビジネスの開拓に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じ、本中期経営計画の最終年度となる2019年度には、2016年度と対比し経常収益400億円、経常利益80億円の新たな創出に努めてまいります。



企業としての成長に向けた新たな分野への積極的投資とインフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとする一方、株主の皆さまへの還元についても着実に強化してまいります。株主還元の基本を配当とし、配当性向40%以上を方針とし、安定的かつ継続的な配当額の維持増額に努めてまいります。

以上のように、当社は、社会課題及び事業環境の変化への対応を踏まえた中期経営計画を推進し、本業を通じ社会と企業の双方に価値を生み出すC S V (Creating Shared Value:共通価値の創造)に積極的に取り組み持続可能な社会、持続可能な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	5,015	5,470	5,715	6,227
定期性預金	2,483	2,547	2,354	2,288
その他	2,531	2,923	3,361	3,939
社 債	1,100	1,100	1,100	950
貸 出 金	104	162	198	237
個人向け	104	162	198	227
中小企業向け	—	—	—	—
その他	—	—	—	10
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	840	833	1,025	900
国 債	305	—	—	—
その他	534	833	1,025	900
総 資 産	8,503	9,108	9,556	10,232
内 国 為 替 取 扱 高	311,432	327,104	344,226	356,076
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 240	百万ドル 315	百万ドル 430	百万ドル 479
経 常 利 益	百万円 38,258	百万円 39,002	百万円 38,911	百万円 42,262
当 期 純 利 益	百万円 24,457	百万円 26,107	百万円 26,871	百万円 29,106
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 20 53	円 銭 21 92	円 銭 22 55	円 銭 24 43

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	1,140	1,199	1,216	1,276
経常利益	370	371	367	383
親会社株主に帰属する当期純利益	232	247	251	253
包括利益	255	246	246	246
純資産額	1,698	1,847	1,990	2,120
総資産額	8,564	9,153	9,577	10,224

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	343人	353人
平均年齢	42歳 1月	41歳 8月
平均勤続年数	7年 7月	7年 1月
平均給与月額	427千円	429千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数は、役員、執行役員、社外への出向者、嘱託社員、契約社員、パート社員、派遣スタッフを除き、社外からの出向者を含めた使用人数であります。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
東京都	19	(1)	20	(2)
埼玉県	1	(1)	1	(1)
千葉県	-	(-)	1	(1)
神奈川県	1	(1)	1	(1)
愛知県	1	(1)	1	(1)
福岡県	-	(-)	1	(1)
合計	22	(4)	25	(7)

- (注) 1. 営業所数の内訳は、本店1、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）及び有人店舗4出張所であります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを22,668か所（前年度末21,694か所）設置しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

□ 当年度新設営業所

当年度において新設営業所はありません。

- (注) 1. 当年度において店舗外ATMを1,755か所新設し、781か所廃止いたしました。
2. 当年度においてイトーヨーカドー葛西店出張所、イトーヨーカドー蘇我店出張所、福岡出張所の営業を終了いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

名 称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

- (注) 当年度においてソニー銀行株式会社に係る銀行代理業を終了いたしました。

5. 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	11,900
---------	--------

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
A T M	1,673
ソフトウェア	9,863

- (注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当社の 議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	東京都 千代田区	純粋 持株会社	2005年 9月1日	百万円 50,000	% 45.78 (45.78)	—

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。
なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務 内 容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	A T M 運 営 事 業	1993年 8月25日	百万米ドル 19	% 100.00	—
FCTI Canada, Inc.	カナダ オンタリオ州	A T M 運 営 事 業	2015年 7月8日	千カナダドル 200	100.00 (100.00)	—
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	2014年 6月10日	億インドネシアルピア 900	96.66	—
株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神奈川県 横浜市	事務受託 事 業	2014年 7月1日	百万円 50	100.00	—
株式会社セブン・ ペイメントサービス	東京都 千代田区	資金移動業	2018年 1月11日	百万円 150	100.00	—

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
安齋 隆	代表取締役会長	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	—
二子石 謙輔	代表取締役社長 〔担当〕 監査部、リスク統括部、金融犯罪対策部		—
舟竹 泰昭	取締役副社長執行役員 〔担当〕 企画部、総務部、人事部		—
石黒 和彦	取締役専務執行役員 〔担当〕 システム部、ATMソリューション部、事務部		—
大泉 琢	取締役常務執行役員 国際事業部長 〔担当〕 国際事業部		—
河田 久尚	取締役常務執行役員 業務推進部長 〔担当〕 業務推進部、資金証券部	株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役	—
後藤 克弘	取締役	株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長	—
大橋 洋治	取締役 (社外)	株式会社テレビ東京ホールディングス社外取締役	—
大橋 周治	取締役 (社外)	公認会計士、経営コンサルタント (大橋周治事務所所長)、株式会社ココオ社外取締役	—
平井 勇	常勤監査役		—
清水 明彦	常勤監査役		(注)
牛尾 奈緒美	監査役 (社外)	明治大学副学長 (広報担当)、JXTGホールディングス株式会社社外監査役、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役	—
松尾 邦弘	監査役 (社外)	弁護士 (松尾邦弘法律事務所所長)、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役	—

(注) 1. 清水明彦氏は、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスにおいて長年経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当該事業年度中に辞任した会社役員は、次のとおりであります。

(氏名)	(辞任時の地位)	(辞任時の重要な兼職)	(辞任年月日)
宮崎 裕子	取締役 (社外)	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所)、王子ホールディングス株式会社社外監査役	2017年12月11日

3. 大橋洋治氏、大橋周治氏、牛尾奈緒美氏及び松尾邦弘氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

2. 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	12名	374 (うち 報酬以外の金額 76)
監査役	5名	65
計	17名	440 (うち 報酬以外の金額 76)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、取締役6名に付与した株式報酬に係る費用計上額76百万円が含まれております。
 3. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
 4. 取締役の報酬限度額につき、2012年6月19日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。
 また、取締役報酬額とは別枠で、業績連動型の株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、2017年6月19日開催の第16回定時株主総会において、3事業年度を対象として合計400百万円以内と決議いただいております。
 なお、株式報酬型ストックオプションは、新規の発行は行っておりません。
 5. 監査役報酬限度額は、2008年6月18日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3. 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
後藤 克弘 大橋 洋治 宮崎 裕子 大橋 周治 平井 勇 清水 明彦 牛尾 奈緒美 松尾 邦弘	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

(注) 2017年12月11日付にて宮崎裕子氏は取締役を辞任しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大橋洋治	株式会社テレビ東京ホールディングス社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
宮崎裕子	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、王子ホールディングス株式会社社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
大橋周治	公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長）、株式会社ココオ社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
牛尾奈緒美	明治大学副学長（広報担当）、JXTGホールディングス株式会社社外監査役、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
松尾邦弘	弁護士（松尾邦弘法律事務所所長）、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(注) 2017年12月11日付にて宮崎裕子氏は取締役を辞任しております。なお、兼職その他の状況は辞任時のものです。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大橋洋治	2008年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回のうち11回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
宮崎裕子	2012年6月から2017年12月まで	当年度在籍期間中の取締役会10回のうち9回出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した意見の表明等を行っております。
大橋周治	2013年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回全て出席	公認会計士及び経営コンサルタントとしての経験から、経営方針、業務運営面等について、意見の表明等を行っております。
牛尾奈緒美	2011年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
松尾邦弘	2013年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	45	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する役員賞与金、株式報酬及び退職慰労金はありません。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,763,632千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,191,528千株

2. 当年度末株主数 99,476名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	453,639 ^{千株}	38.07 [%]
株式会社 イトーヨーカ堂	46,961	3.94
株式会社 ヨークベニマル	45,000	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	35,896	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,510	2.89
株式会社 三井住友銀行	15,000	1.25
第一生命保険株式会社	15,000	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	14,136	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	13,439	1.12
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	11,152	0.93

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(128株)を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式(896千株)は含まれておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 公認会計士 梅津 広	53	(監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由) 当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
4. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 55百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

7 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議内容

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取り締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS、グループの一員として、セブン&アイHLDGS、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理の基本方針」を定め、取締役は、「子会社管理の基本方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

⑧ 監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

⑨ 監査役の当該監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。

⑩ 取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。

⑪ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者が、不利な扱いを受けないことについて、社内規程を整備し、また、これらの社内規程を適正に運用する。

⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用について、監査役の監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。

⑬ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において4回開催しています。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討しています。

また、コンプライアンス・プログラムにて「情報管理の徹底」を重点取組課題に掲げ、各種研修等を実施しています。

② リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において5回開催しています。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討しています。

③ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っています。

また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組を行ったりするなど、審議の充実・効率化のための施策を講じています。

④ グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与しています。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握しています。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的実施しています。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われています。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしています。

⑥ 監査役の監査の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、2名の社員が専属し、監査役の業務を補助しています。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われています。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われています。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間40%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

第17期末貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	706,876	預金	622,781
現金	629,876	普通預金	393,753
預け	76,999	定期預金	228,811
有価証券	90,028	その他の預金	215
地方債	22,983	譲渡性預金	800
社債	36,148	借用金	10,000
株式	1,287	借入金	10,000
その他の証券	29,608	社債	95,000
貸出金	23,799	その他の負債	77,100
証券貸付	1,083	未払法人税等	8,015
当座貸越	22,715	未払費用	5,282
外国為替	0	A T M 仮受金	59,032
外国他店預け	0	資産除去債務	355
その他の資産	158,189	その他の負債	4,414
前払費用	772	賞与引当金	381
未収収益	9,144	株式給付引当金	102
A T M 仮払金	146,888	負債の部合計	806,165
その他の資産	1,383	(純資産の部)	
有形固定資産	17,476	資本	30,572
建物	1,677	資本剰余金	30,572
A T M	12,727	資本準備金	30,572
その他の有形固定資産	3,070	利益剰余金	155,493
無形固定資産	25,899	利益準備金	0
ソフトウェア	16,218	その他利益剰余金	155,493
ソフトウェア仮勘定	9,677	繰越利益剰余金	155,493
その他の無形固定資産	4	自己株式	△380
前払年金費用	116	株主資本合計	216,258
繰延税金資産	1,009	その他有価証券評価差額金	244
貸倒引当金	△192	評価・換算差額等合計	244
		新株予約権	533
		純資産の部合計	217,036
資産の部合計	1,023,201	負債及び純資産の部合計	1,023,201

第17期損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		116,650
資	金 運 用 収 益	3,383	
	貸 出 金 利 息	3,272	
	有 価 証 券 利 息	18	
	コ ー ル 口 一 ン 利	1	
	預 け 金 利	90	
役	務 取 引 等 収 益	112,484	
	受 入 為 替 手 数 料	2,582	
	A T M 受 入 手 数 料	105,986	
	そ の 他 の 役 務 収 益	3,915	
そ	の 他 業 務 収 益	283	
	外 国 為 替 売 買 益	283	
そ	の 他 為 替 常 収 益	498	
	そ の 他 の 経 常 収 益	498	
経	常 費 用		74,387
資	金 調 達 費 用	711	
	預 金 利 息	163	
	讓 渡 性 預 金 利 息	0	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	△28	
	借 入 金 利 息	70	
	社 債 利 息	506	
役	務 取 引 等 費 用	18,426	
	支 払 為 替 手 数 料	1,466	
	A T M 設 置 支 払 手 数 料	14,346	
	A T M 支 払 手 数 料	949	
	そ の 他 の 役 務 費 用	1,663	
そ	の 他 業 務 費 用	90	
	社 債 発 行 費 償 却	90	
営	業 経 常 費 用	54,981	
そ	の 他 経 常 費 用	177	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	161	
	貸 出 金 償 却 用	0	
	そ の 他 の 経 常 費 用	15	
経	特 別 利 損 益 分 損		42,262
	固 定 資 産 処 分 損	124	124
税	引 前 当 期 純 利 益		42,138
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,277	
法	人 税 等 調 整 額	△245	
法	人 税 等 合 計 益		13,032
当	期 純 利 益		29,106

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

連結計算書類

第17期末連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	710,369	預 金	622,406
有価証券	61,939	譲渡性預金	800
貸出金	22,715	借入金	10,000
外国為替	0	社債	95,000
A T M 仮払金	146,977	A T M 仮受金	59,032
その他資産	18,537	その他負債	21,769
有形固定資産	24,798	賞与引当金	457
建物	1,691	退職給付に係る負債	2
A T M	19,804	役員退職慰労引当金	2
その他の有形固定資産	3,301	株式給付引当金	102
無形固定資産	35,958	繰延税金負債	885
ソフトウェア	16,873	負債の部合計	810,458
その他の無形固定資産	19,084	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	264	資本金	30,572
繰延税金資産	962	資本剰余金	30,554
貸倒引当金	△36	利益剰余金	146,075
		自己株式	△380
		株主資本合計	206,823
		その他有価証券評価差額金	244
		為替換算調整勘定	4,308
		退職給付に係る調整累計額	98
		その他の包括利益累計額合計	4,651
		新株予約権	533
		非支配株主持分	18
		純資産の部合計	212,027
資産の部合計	1,022,485	負債及び純資産の部合計	1,022,485

第17期連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		127,656
資	金 運 用 収 益	3,391	
	貸 出 金 利 息 配 当 金 息 息	3,271	
	有 価 証 券 利 息	18	
	コ ー ル 口 一 ン 利	1	
	預 け 金 利	100	
役	務 取 引 等 収 益	123,507	
	受 入 為 替 手 数 料	2,582	
	A T M 受 入 手 数 料	116,854	
	そ の 他 の 役 務 収 益	4,070	
そ	そ の 他 業 務 収 益	279	
そ	そ の 他 業 務 収 益	477	
経	常 費 用	477	
資	金 調 達 費 用	718	89,350
	預 金 利 息 息	163	
	讓 渡 性 預 金 利 息	0	
	コ ー ル マ ネ ー 利	△28	
	借 入 金 利 息	76	
	社 債 利 息	506	
役	務 取 引 等 費 用	26,583	
	支 払 為 替 手 数 料	1,466	
	A T M 設 置 支 払 手 数 料	20,853	
	A T M の 他 の 役 務 費 用	2,375	
	そ の 他 業 務 費 用	1,888	
そ	そ の 他 業 務 費 用	90	
営	そ の 他 業 務 費 用	61,645	
そ	そ の 他 業 務 費 用	312	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6	
	そ の 他 の 経 常 費 用	306	
経	特 常 別 利 損		38,305
	固 定 資 産 処 分 損	141	141
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		38,163
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,302	
法	人 税 等 調 整 額	△437	
法	人 税 等 合 計		12,864
当	期 純 利 益		25,298
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△3
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		25,301

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田裕行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅津 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅津 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月25日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 平 井 勇 ㊟

常勤監査役 清 水 明 彦 ㊟

社外監査役 牛 尾 奈緒美 ㊟

社外監査役 松 尾 邦 弘 ㊟

以 上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

1. 基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しています。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しています。

これらの実践のため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にすること、ならびに株主への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページで公表しております。

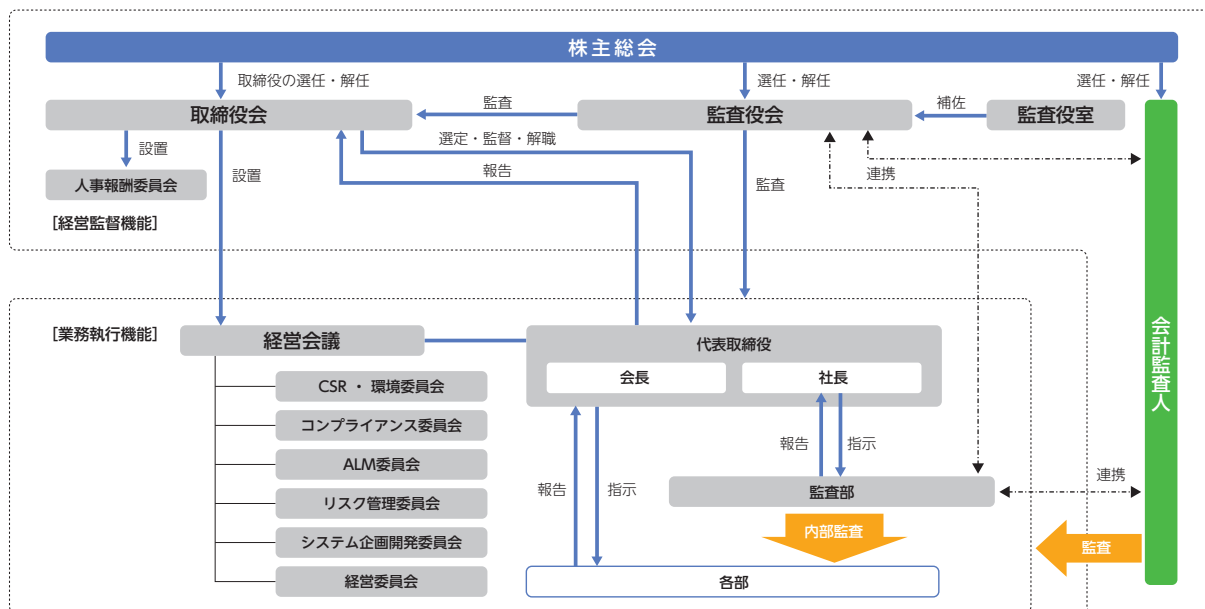
《コーポレート・ガバナンスに関するホームページURL》

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/>

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

https://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/pdf/20170620_CGG.pdf

2. コーポレート・ガバナンス体制図



3. 取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

《取締役候補者選定基準》

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定する。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者とする。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

《監査役候補者選定基準》

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定する。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者とする。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

4. 取締役会の実効性についての分析・評価

- ・当社は2015年度より「取締役会の実効性評価」を年次で実施しております。
- ・2017年度の取締役会の実効性に関しては、取締役・監査役へのアンケートを実施し、その結果を整理したものにに基づき取締役会で議論を行い、評価いたしました。評価の結果は以下の通りです。
 - (1) 取締役会は社外取締役2名、社外監査役2名を含め、多様な知識・経験・能力を有する取締役・監査役で構成され、活発な議論を通じて、意思決定及び監督の両機能を十分に発揮しており、取締役会全体としての実効性は確保されている。
 - (2) 同時に、以下のような課題の改善に取り組んでいくため、執行側からの情報提供に一層の工夫を加えることが求められる。
 - a. 長期的視点で事業の在り方を継続的に検討する。
 - b. 案件の内容、状況、位置づけ等を踏まえ、審議の充実を図る。

5. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

《人事報酬委員会の設置》

1. 取締役会の機能を補完するため、取締役会の付属機関として、独立社外取締役を委員長とする人事報酬委員会を設置し、取締役会の委任を受けて、株主総会議案として取締役候補者を取締役に推薦すること、及び取締役会議案として執行役員候補者を取締役に推薦すると同時に、取締役等の後継者計画を監督する。
2. 人事報酬委員会は、当社の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議するものとする。
 - (1) 報酬及び賞与に関する事項
 - (2) その他報酬に関する重要事項
 - (3) 取締役及び執行役員候補者の選定に関する事項
 - (4) その他取締役の人事に関する重要事項

(当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第21条抜粋)

【取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続】

1. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行並びに在位年数等を総合的に勘案し、人事報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定する。
2. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議において決定する。

株式事務のご案内

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 (上場日 2011年12月26日)
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う* 公告掲載URL : https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL : 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 : 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト のご案内



最新のお知らせやセブン銀行の紹介、
IRに関するお知らせなどがご覧いただけ
ます。

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



株主総会会場ご案内図

日時 2018年6月19日 (火曜日) 午前10時 (開場 午前9時)

会場 東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号 ☎(03)3432-1111 (代表)

最寄駅のご案内

○ 都営地下鉄三田線 「御成門駅」

A1出口 から徒歩約5分

A1出口から地上に出られましたら右へお進みいただき、右手に見えますホテル正面入口へお進みください。

○ 都営地下鉄大江戸線 「赤羽橋駅」

赤羽橋口 から徒歩約12分

赤羽橋口から地上に出られましたら目の前の赤羽橋交差点を2段階にお渡りいただき、左手の道沿いにお進みください。

※当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

